

鳴門教育大学センター所長選考規則

平成16年 4月 1日

規則第 18号

改正 平成17年 3月 14日規則第 9号
平成21年 3月 23日規則第 4号
平成22年 3月 24日規則第13号
平成24年 3月 19日規則第12号
平成24年 4月 16日規則第19号
平成27年 3月 24日規則第16号
平成29年 2月 8日規則第 2号
平成31年 3月 13日規則第23号
令和 3年 3月 10日規則第 7号
令和 4年 3月 9日規則第17号
令和 7年 3月 27日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第24条第4項の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育実習総合支援センター所長、長期履修学生支援センター所長、教師のためのAI・DS研究開発センター所長、情報基盤センター所長、小学校英語教育センター所長、教員教育国際協力センター所長、生徒指導支援センター所長、発達臨床センター所長、セルフデザイン型学修支援センター、遠隔教育推進センター及び心身健康センター所長（以下「センター所長」という。）の選考及び任期等について定める。

2 前項の規定にかかわらず、センター所長の選考及び任期等について別に定めがある場合は、当該定めによる。

(選考)

第2条 センター所長の選考は、学長が行う。

2 センター所長は、本学の教授又は准教授のうちから学長による面接を実施の上、選考する。

(選考の時期)

第3条 学長は、その職に就任したとき、又は次の各号の一に該当する場合にセンター所長の選考を行う。ただし、学長就任日（再任日を含む。）に当該センター所長の任期が途中である場合は、この限りでない。

- (1) 当該センター所長の任期が満了するとき。
- (2) 当該センター所長が辞任を申し出たとき。
- (3) 当該センター所長が欠員となったとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに選考を行うものとする。

(任期)

第4条 センター所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 センター所長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前項

の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、センター所長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日に現に学校教育実践センター所長、学校教育学部附属実技教育研究指導センター所長、保健管理センター所長及び情報処理センター所長である者は、施行日に、改正後の第2条の規定に基づき、地域連携センター所長、実技教育研究指導センター所長、心身健康研究教育センター所長及び高度情報研究教育センター所長に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 施行日において任命された小学校英語教育センター所長及び教員教育国際協力センター所長の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に現に予防教育科学教育研究センター所長である者は、施行日に改正後の第2条の規定に基づき予防教育科学教育研究センター所長に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に予防教育科学教育研究センター所長である者は、施行日に予防教育科学センター所長となるものとし、その任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日において任命された生徒指導支援センター所長の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 施行日において任命された教育実習総合支援センター所長の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 施行日において任命された発達臨床センター所長の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、次に掲げるセンター所長である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
 - (1) 地域連携センター所長
 - (2) 予防教育科学センター所長